

20 陳情 第 5 号	旧渋谷川暗渠上の道路計画に反対する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成20年2月5日受理、平成20年2月25日付託
陳情者	新宿区内藤町 _____ _____

(要 旨)

- 1 本件は、昭和59年(1984年)5月11日に新宿区土木部管理課、計画課から新宿区内藤町住民に対し、[新宿御苑東側沿いの内藤町1番地先旧渋谷川暗渠上約450メートルの区管理地を道路にする]との説明があり、これに対し私達住民は、この計画の実施が当町の防犯、防火、防災、風紀上で多大な危険と弊害を齎すことを訴え、現在においても引き続き内藤町の住環境の保全及び自然環境の保全に努めており、この道路計画に反対するものであります。
- 2 本件は、昭和59年9月26日付けで、新宿区議会議長及び新宿区長に対して陳情し、その後現在まで継続して陳情しております。

このたび議員の任期満了に伴い平成19年4月30日をもって審議未了となったことのご通知を受けました。(19新議第5号)ここに引き続き本件につき審議されますよう陳情書を提出いたします。

(理 由)

- 1 地勢上道路とするためには不適切な場所であること。
内藤町1番地先の北から南へ流れる旧渋谷川約450メートルの区間は、昭和40年(1965年)東京都淀橋浄水場の廃止に伴い、玉川上水余水の放流は途絶し、これに変わって付近の生活用雑排水が流れる暗渠となっています。この距離約450メートルに亘る西側は、新宿御苑に沿った高さ約2メートルの御苑の石柵と崖であり、東側は内藤町住宅地の境界垣柵または高いコンクリート擁壁・崖であり、崖下の川幅は約2メートル~約4メートルの狭隘でしかも高低差がある曲折した河川上の地形であります。若しこの生活雑排水の暗渠上約450メートルが道路になれば、東西に出入り口が2箇所しかない、見通しのきかない歩行者にとっては逃げ場がない危険な地帯となり、町の住民にとっては防犯、防火の対策が難しく、また風紀上の弊害発生が予想される全く危険な地域ができますため、当該地を道路とすることは絶対に反対いたします。

なお、次に内藤町の災害対策に関する二つの具体的事例を挙げ、法律上の義務とはなりません事実を申告し、本件検討の一助として提供します。一つは、四谷消防署では東京都震災対策条例の施行に基づき日頃内藤町の火災予防チェックと人命危険予測を実施され防火・防災に留意助力されています。町では、新宿区の毎年四谷第六小学校(災害避難所)における防災訓練に協力するとともに自主的に内藤神社周辺において集合・避難・消火・炊出し訓練を町内で実施する必要のある街路幅員及び建物間の距離が短い建物密集地域の特性があります。二に、新宿区の広域避難場所の一つである新宿御苑へ

の退避通路がこの当該暗渠上となっていることであります。かつて新宿区は「緊急避難用門の維持管理等に関する覚書及び実施細目」を設け、区と四谷地区町会連合会とで取り交わし、門(新宿1丁目門、同2丁目門、内藤町門A・B)の施錠鍵を新宿御苑管理事務所、四谷警察署、四谷消防署新宿御苑出張所、新宿区役所四谷特別出張所に預託されています。

2 新宿の自然環境保護のために当該地を道路にしない。

旧渋谷川当該地は、北側の端が環境省自然保護局新宿御苑の管理通路に面し、国道放射5号線御苑トンネル入り口の側道の歩道に接しており、この流れの下南側の端が環状4号線外苑西通りに突き当たる地域であり、正に新宿御苑の森と一体となっている自然環境が残されている空地であります。

当初、当該地に道路を造れば、千駄ヶ谷駅方面から新宿通りに通じる四谷4丁目大木戸付近外苑西通りの交通渋滞が緩和される等の効用がいわれましたが、その後放射5号線トンネルの開通で解消し、道路法上の道路設定はなくなり、公園法上の道の造営に計画が変わったといわれております。

当該地は国民公園新宿御苑に隣接してその森陰の崖下であるため自然の佇まいが残されていることは前記しましたが、このわずかな空地を一旦道路化すれば、新宿御苑の緑と一体となった良好な住宅地の町の様相は変わってしまい、しかも環境省・東京都・新宿区が推進されている新宿御苑から四谷地域の町一帯に流れる冷涼効果に影響を与えることが予想されます。

これらのことは、過去何回か当該地を視察された区議会議員の方が現在の自然の佇まいの環境保全を評価されてきているところであり、平成6年の新宿区環境都市宣言に、「東京の都心にあって、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していく」とあり、また同年3月策定の新宿区環境管理計画では地域別環境配慮方針が示され、「(自然を育むまちづくり)新宿御苑、神宮外苑、外堀緑地などの水辺やまとまった緑を拠点として連続した緑を創出し、生物の生息基盤の整備に努めます。」とあります。

私たち内藤町の自然を守る会が新宿区の自然環境保全のため、旧渋谷川暗渠上の道路計画を見合すよう陳情しますことは、右新宿区環境都市宣言の精神とまちづくり方針に沿うものと思料いたします。

平成13年11月26日新宿区告示第322号で内藤町地区地区計画の決定がなされ、「建築物等に関する制限及び緑化の推進を行うことにより、現に形成されている良好な住環境の維持、保全をはかるため、地区計画を定める。」とあり、私たちは新宿御苑と一体となったこの町の環境を守るため、旧渋谷川暗渠上の道路化に反対します。

3 旧渋谷川暗渠の水害対策等をご検討下さい。

内藤町を起点とした暗渠下水溝は、大雨時洪水にならないか、また下水の衛生についてご調査下さいと以前陳情しました。下水の衛生については、平成19年春住民からの下水の臭気発生報告により、区のご担当が直ちに調査の上下水溝上の柵の被覆が実施されて解消されました。当該地の一部に、新宿区洪水ハザードマップ上浸水した場合に想定される水深ランク0.2~0.5m乃至0.5~1.0mの場所があり、同地の水害防止対策をご検討下さい。